平成２４年（フ）第２２６号
埼玉県東松山市松本町２丁目８番７号　２Ｆ
債務者　奥野　　壽
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２７号
埼玉県東松山市松本町２丁目８番７号　２Ｆ
債務者　奥野あい子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８２号
千葉県山武郡大網白里町柳橋845番地19
債務者　平岡　　齋
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
千葉県東金市南上宿33番地４　双葉ハイツ106
債務者　今村美香子（旧姓津久井）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５５号
静岡県沼津市大岡1883番地の３、前住所静岡県沼津市新宿町19番地の１　パスコグランドマンション新沼津601号
債務者　横山　　力
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
静岡県裾野市佐野150番地の３　ラークソレイユ202
債務者　藤澤　勇治
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
静岡県沼津市井出2121番地　市営西井出団地Ｕ２―206、前住所静岡県沼津市神田町２番11号　神田ハイツ304
債務者　佐藤　雅一
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３７号
名古屋市昭和区御器所１丁目３番10号　ハイム御器所６Ｂ号、住民票上の住所鹿児島県奄美市住用町大字城198番地
債務者　脇　　宜弘
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６号
愛知県岡崎市竜美東１丁目５番地９　本多アパート３、前住所愛知県岡崎市戸崎町字東山38番地７　ＢＥＬＩＳＴＡ岡崎戸崎202
債務者　八木美智子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
愛知県岡崎市竜美東１丁目５番地９　本多アパート３、前住所愛知県岡崎市戸崎町字東山38番地７　ＢＥＬＩＳＴＡ岡崎戸崎202
債務者　八木　友香
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
北海道登別市鷲別町４丁目15番地５　千葉アパート２Ｆ
債務者　植田　昭男
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
北海道登別市鷲別町４丁目15番地５　千葉アパート２Ｆ
債務者　植田ミヨ子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
山形県鶴岡市宝田２丁目１番64―４号、前住所山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地22
債務者　大佐賀志津枝
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１６３号
茨城県水戸市河和田１丁目1535番地の122
債務者　塚田　宏江
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１８号
茨城県水戸市天王町７番27号
債務者　伊藤　薫光
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３３号
茨城県水戸市河和田１丁目1546番地の１　県営高天原アパート２棟302号
債務者　益子　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４２号
茨城県笠間市五平74番地３　グリーンヒルズ五平102
債務者　白石　久子（旧姓比留間）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
水戸地方裁判所